



習志野市放課後子供教室 手引き



※ご不明な点は、放課後子供教室または社会教育課までお問い合わせください。
(学校とは別事業になりますので、学校への問い合わせはご遠慮ください。)

習志野市教育委員会 社会教育課
電話 047-453-7328

目次

I	放課後子供教室とは.....	P 1
II	登録手続き	P 2
III	参加の流れとルール	P 3
IV	お子さんのけがや緊急時の対応.....	P 6
V	放課後児童会(学童)との違い	P 7
VI	放課後児童会に入会しているお子さんの参加方法.....	P 8
VII	Q&A.....	P 9
VIII	もしものときのルール	P 11

保護者の方の皆様へのお願い

本手引きの内容と以下の事項を必ずご確認の上、ルールを守りご参加ください。

- ・放課後子供教室は、こどもに放課後等の居場所を提供する事業です。
- ・放課後児童会(学童)とは異なり、お子さんをお預かりして保育や育成支援を行う事業ではありません。
- ・欠席管理や個別の帰宅時間の指導は行いません。また、特別な支援を要するお子さんへの個別スタッフの配置もありません。
- ・「参加カード」または「アプリでの参加申請」を忘れた場合は、その日の参加ができませんのでご注意ください。

I. 放課後子供教室とは

放課後や長期休業日（夏・冬・春休み）などに、小学校等を活用して児童の安全で安心な居場所を提供する取り組みです。児童は入退室の手続きを行い、専任スタッフの見守りのもと、自主的に遊びや読書などの活動を楽しみます。さらに、地域のボランティアの協力を得て、地域全体でこどもたちを育む体制づくりを目指しています。

1. 対象と参加について

<対象の児童>

- ・実施する小学校に在籍する児童
- ・教育長が必要と認める児童

<参加できる児童>

- ・登録が完了し、保護者の方のサインがある「参加カード」を持参または、「アプリでの参加申請」がお済みのお子さん

<参加できない児童>

- ・「参加カード」または「アプリでの参加申請」をしていないお子さん
- ・放課後に一度帰宅したお子さん
- ・感染症（インフルエンザなど）に罹患しているお子さん
- ・学年・学級閉鎖となった学年・学級に所属しているお子さん（閉鎖が決定した当日も含む）
※学校閉鎖の場合、放課後子供教室は休室となります。

注意：他の参加者の安全で安心な活動を著しく妨げる行動や言動が継続する場合、参加をお断りすることがあります。

2. 費用

無料

3. 開室時間

- ・月曜日～金曜日 放課後～午後5時
- ・夏休みなどの学校休業日 午前8時～午後5時
- ※11月から翌年2月までの期間は、午後4時30分まで
- ※学校休業日は、県民の日（土日除く）、学校の振替休業日を含みます。

4. 休室日

土曜日・日曜日・祝日、学校閉庁日、年末年始（12月29日～1月3日）

※学校閉庁日については学校の行事予定表をご確認ください。

※学校行事等の関係で、実施日や実施時間に変更となる場合があります。

5. 実施場所

専用教室、余裕教室、特別教室等

また、活動に応じて校庭、体育館等でも実施します。



Ⅱ.登録手続き

参加にあたっては、事前に登録が必要です。事業の内容をご確認の上、登録をお願いいたします。なお、登録は随時受け付けております。

※登録は年度ごとに必要となります。次年度の登録については、別途ご案内します。

1.登録手続きの手順

①オンラインでの登録申込み

習志野市ホームページ『放課後子供教室のオンライン申込み』内リンクより、登録申込みが可能です。オンラインでの登録申込みが正常に完了した場合は登録申込み受付通知のメールが届きますので、必ず内容をご確認ください。メールが届かない場合は社会教育課まで電話で確認してください。



オンライン申込み

②郵送・持参による登録申込み

「習志野市放課後子供教室登録申込書」に必要事項を記入し、放課後子供教室に提出してください(学校へは提出しないでください)。受付時間は放課後子供教室の開室時間に準じます。登録申込書は市ホームページから取得することができます。また、放課後子供教室でも配布しています。

※郵送・持参による申込みの場合は、放課後子供教室が申込書を受理した日が申込日となります。

★手続き完了後、参加に必要な「参加カード」または「アプリ利用案内」を配布します。「参加カード」または「アプリ利用案内」に記載の参加開始日より参加できます。

2.参加開始日について

- ・各月の1日～15日までに申込み → 翌月1日から参加可能
- ・各月の16日～月末までに申込み → 翌月15日から参加可能

※年度更新時や新規開設時及び新1年生の場合は、この限りではありません。別途、ご案内します。

3.登録内容の変更について

登録内容(緊急連絡先、在籍小学校など)に変更が生じた場合、「習志野市放課後子供教室登録変更届」に記入し、放課後子供教室に提出してください。登録変更届は市ホームページから取得することができます。また、放課後子供教室でも配布しています。

4.個人情報の取り扱いについて

放課後子供教室登録申込み等に伴い、取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に基づき、適切に管理いたします。個人情報は、放課後子供教室の運営及び緊急連絡以外の目的では使用しません。

5.教育委員会からの連絡メールについて

緊急時などに教育委員会から連絡メールを送付しますので、登録をお願いします。連絡メールの登録方法は、放課後子供教室の登録完了後に「参加カード」と一緒にお渡しします。(アプリで参加申請を行う学校は、本連絡メールの登録は不要です)

Ⅲ. 参加の流れとルール ※アプリでの参加申請の学校は次ページをご確認ください。

「参加カード」を忘れてしまうと参加することはできません。

放課後児童会(学童)とは異なり、保育や育成支援等を行う事業ではありません。欠席管理や個別の帰宅時間の指導や管理は行いません。

※事前に11ページの「もしものときのルール」を参照し、万が一の場合を含め帰宅時間やお迎えの有無などをご家庭で話し合ってください。

参加の流れ

○持ち物

- ・保護者の方のサインと退室時間の記載がある参加カード
- ・うわばき(学校により異なります)
- ・勉強道具や本など、当日の活動に必要なもの
- ・給食がない日は、お弁当、水筒(おやつは持参できません)
※他のお子さんとのお弁当の交換はしないようにしてください。



<準備>

- ① 保護者の方が記入した「参加カード」をお子さんに持たせてください。
※「参加カード」で保護者の方の参加意思を確認するため、必ず保護者の方が管理してください。お子さんに渡したままにせず、参加の都度お子さんに持たせてください。

<来るとき>

- ② 放課後「参加カード」を持ち、ランドセルを背負ったまま放課後子供教室へ登室してください。
※一度、学校敷地外へ出てしまうと、その日は参加できません。
※夏休みなどの学校休業日は、自宅から「参加カード」を持ち、直接放課後子供教室へ登室してください。
- ③ 受付でスタッフに「参加カード」を見せて登室の手続きをしてから参加します。

<帰るとき>

- ④ スタッフに声をかけ、名札(*1)を返却し、「参加カード」を受け取り退室の手続きをしてください。

(*1)名札がない学校もあります



アプリで参加申請の学校の参加方法



1. アプリの登録

放課後子供教室の登録手続き完了後に放課後子供教室から配布されるお知らせプリントをご確認のうえ、アプリをダウンロードしていただき、登録をお願いします。

2. 参加申請

参加当日の午前8時までに参加申請をしてください。

※8時以降は入力することができません。



3. 参加する当日

毎朝、必ず保護者とお子さんで参加確認をしてください。

※紙の参加カードはありません。そのまま登室してください。

4. 申請内容が異なる場合

○参加申請がないお子さんが登室した場合

参加することはできません。

※保護者の方へ連絡はいたしませんのでご注意ください。

○参加申請されているがお子さんの登室がない場合

お子さんの所在の確認は行いません。

お子さんの登室有無を確認したい場合は、放課後子供教室までご連絡ください。

(本アプリは入退室をお知らせする機能を有していますので、アプリでもご確認いただけます。)



参加する日や帰宅時間を、
お子さんと相談の上、申請してください。



帰宅に関する注意事項

1.退室時間

- ・退室時間は自由です。個別の帰宅時間の指導・管理は行いません。
- ・帰宅時間やお迎えの有無については、お子さんと話し合ってください。

2.帰宅方法

- ・閉室まで放課後子供教室を利用したお子さんは帰宅方面ごとに帰宅します。
- ・スタッフは見送りまで行い、帰宅時の引率は行いません。

3.時刻のお知らせ

- ・平日は午後3時30分以降に30分ごと
- ・学校休業日は午前10時以降に1時間ごと



4.安全な帰宅について

- ・冬季は日没が早いため、できるだけ友人と一緒に帰宅してください。
- ・保護者の方のお迎えも可能です。
- ・車でのお迎えは、周辺道路の交通と近隣住民に配慮し、控えてください。

5.閉室後の対応

- ・閉室後は教室に留まれません。また、閉室後は忘れ物があっても取りに戻れません。
- ・保護者の方が不在の場合の対応は、事前にご家庭で決めておいてください。
- ・11ページ「もしものときのルール」を参照してください。

給食がない日の参加

- ・午後まで参加する場合はお弁当が必要です。
- ・一度帰宅すると参加できません。
- ・食物アレルギーがある子どもがいるため、お弁当の交換は禁止です。



夏休みなどの学校休業日の参加

- ・開室前の登室は控えてください。
- ・給食はありません。お弁当・飲み物を持参してください。
- ・食中毒予防のため、保冷剤の使用など、適切な管理をお願いします。
- ・昼食のため、1回のみ一時帰宅可能ですが、荷物の預かりはできません。(14時までに再登室してください)
- ・長時間の参加になる場合もあるので、夏場には熱中症対策として多めの飲み物や帽子を持参するなど、お子さんの体調管理について配慮してください。
- ・午後から参加する場合は、13時以降の登室にご協力ください。



Ⅳ. お子さんのけがや緊急時の対応



1. けが・体調不良・持病

- ・参加中のけがや急な体調不良の際には、安全を最優先に、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。
- ・けがや体調不良の程度に応じて、スタッフが適切な対応（必要に応じて医療機関への付き添いを含む）を行い、速やかに保護者の方に連絡します。

※緊急連絡先は、確実に連絡が取れるよう、勤務先の電話番号や携帯番号を必ずご指定ください。

※放課後子供教室では、医療行為（服薬管理を含む）は行いません。

※持病や既往歴、常用薬がある場合は、事前に申告し、スタッフと情報を共有してください。ご了承の上、登録および参加をお願いします。

2. 放課後子供教室の保険

放課後子供教室では、活動中におけるけが等に備え、傷害保険に加入しています。

◆保険の対象範囲

- ・放課後子供教室参加中の傷害
- ・自宅と放課後子供教室との往復時の通学路における傷害（寄り道などのない合理的な経路におけるもの）
- ・参加中のけが等で医療機関を受診する際は、「こども医療費助成受給券」を使用してください。

※放課後子供教室での傷害は、学校が加入している「独立行政法人日本スポーツ振興センター・災害共済給付制度」の対象外となります

3. 警報などの緊急時の対応

◆自動的に休室（休室の連絡はしません）

- ・学校が臨時休業になった場合
- ・学校が集団下校、一斉下校、または児童引き渡しとなった場合
- ・震度5弱以上の地震が発生した日



◆休室（メールで連絡をします。）

- ・気象警報（暴風警報、大雨特別警報、大雪警報）が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合

⇒平日は正午、学校休業日は午前6時の時点

- ・実施時間中に、千葉県北西部に台風の接近・通過が予測される場合
- ・その他、早期帰宅が安全であると判断した場合（大雨警報や気象注意報が発令されている場合や台風が接近している場合など）

◆引き渡し（メールで連絡をしますので速やかにお迎えをお願いします。）

- ・実施時間中に震度5弱以上の地震や非常事態が発生した場合
- ・実施時間中に暴風警報、大雨特別警報、大雪警報等が発令された場合



V. 放課後児童会(学童)との違い

放課後子供教室

放課後や夏休みなどに、小学校等で自由に遊んだり、様々な活動をする安全で安心な「居場所」です。
コーディネーターを含めたスタッフがサポートや見守りをします。

目的

保護者等が就労により、昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的とした児童の「保育」です。
有資格の支援員が計画に沿って児童の育成支援を行います。

事前に登録が必要です。

参加条件

※受付をして参加児童を把握しますが欠席管理は行いません。
また、個別の帰宅指導も行いません。
※放課後児童会入会児童も登録できます。
※おやつはありません。

事前に入会の申請と審査が必要です。
定員あり(小学1~3年生優先)

※出欠管理を行います。
※入会条件があります。
※おやつがあります。

実施小学校の在籍児童
または教育長が必要と認める児童

対象

実施小学校の在籍児童等で
保護者が就労している児童など

無 料

費用

児童育成料、おやつ代など
※減免制度があります。

<月曜日から金曜日>
放課後から午後5時まで
<長期休み、学校行事振替休日等>
午前8時から午後5時まで
※11月~2月は午後4時30分まで
※土曜・日曜・祝日、学校閉庁日、
年末年始の期間は開室しません。

開室日時

<月曜日から金曜日>
放課後から午後7時まで
<土曜日、長期休み、学校行事振替休日等>
午前8時から午後7時まで
※午後6時以降は、保護者の迎えが必要
※日曜・祝日、年末年始の期間は
開室しません。

習志野市教育委員会
生涯学習部 社会教育課
TEL 047-453-7328

問い合わせ先

習志野市
こども部 児童育成課
TEL 047-453-7379

VI. 放課後児童会に入会しているお子さんの参加方法

- ・放課後子供教室に参加する場合は事前に登録が必要です。
(登録方法は2ページを参照してください)
- ・放課後児童会に入会しているお子さんは、放課後子供教室に登室する前に必ず放課後児童会へ行ってください。
- ・アプリで参加申請を行う学校については、参加カードは不要です。アプリでの参加申請を行ってください。

1. 同日に放課後児童会と放課後子供教室へ参加するとき

- ①保護者の方は放課後子供教室「参加カード」に参加日を記入、サインをし、放課後児童会の連絡システム(または連絡帳)で、放課後子供教室に参加すること及び児童会に戻る時間をお知らせください。
(例)「4/1 子供教室へ行きます。16:30に児童会に戻ります。」
- ②放課後、まず放課後児童会へ行きます。
- ③放課後児童会の支援員に、放課後子供教室に参加すること及び児童会に戻る時間を伝え、確認してもらった後、放課後子供教室に登室します。
- ④「参加カード」を持ち、放課後子供教室で登室手続きをして活動します。
※放課後児童会から放課後子供教室への中抜けは1日につき1回までです。
- ⑤退室する時は、必ず放課後子供教室のスタッフに声をかけます。
- ⑥「参加カード」を受け取り、退室の手続きをします。
- ⑦放課後児童会へ戻ります。
※おやつを受け取り、食べる時間があれば児童会で食べ、食べる時間がない場合は持ち帰ります。

2. 放課後児童会をお休みし、放課後子供教室のみ参加するとき

- ①保護者の方は、放課後子供教室の「参加カード」に参加日を記入し、サインをしてください。また、放課後児童会の連絡システム(または連絡帳)で、児童会を休むことをお知らせください。
- ②放課後、まず放課後児童会へ行きます。
- ③放課後児童会の支援員に、放課後児童会を休むことを伝えます。
- ④おやつを受け取ります。
※放課後子供教室内でおやつを食べることはできません。
- ⑤荷物をすべて持ち、放課後子供教室に登室します。
- ⑥「参加カード」を持参し、放課後子供教室で登室手続きをして活動します。
- ⑦放課後子供教室を退室後、放課後児童会へは戻らず、直接帰宅します。



※放課後子供教室では、平日は原則午後3時30分以降30分ごと(学校休業日は原則1時間ごと)に全体へ時刻のお知らせをしますが、放課後児童会へ戻る時間の管理は行いません。自己管理となりますので、戻る時間については、ご家庭で事前に話し合ってください。

Ⅶ. Q&A

◆放課後子供教室について◆

Q 1. 「見守り」とはどのようなことですか？

放課後子供教室は保育や育成支援等を行う事業ではなく、こどもたちが自主的な活動を行う居場所です。その中でスタッフはこどもたちの安全管理に努めます。ただし、放課後子供教室のルールを守れない場合は参加をお断りする場合があります。

Q 2. プログラムの予定表はありますか？

前月の21日前後におたよりを配布または配信しますのでご確認ください。

Q 3. 放課後子供教室への質問などはどこへ連絡するのですか？

放課後子供教室か社会教育課(047-453-7328)へご連絡ください。学校への連絡はご遠慮ください。放課後子供教室の電話番号はおたよりと市ホームページに掲載しています。

Q 4. スタッフの配置人数について教えてください。

放課後子供教室のスタッフは活動場所や内容に応じて配置します。また、児童の参加人数が多く見込まれる場合など、状況に応じて適宜、増員します。

※放課後子供教室には、参加人数に対する配置スタッフ数の基準はありません。

◆手続きについて◆

Q 5. 年度途中の登録方法を教えてください。

右記 QR コードからオンラインで登録申込みをしていただくか、市ホームページから登録申込書をダウンロードし、必要事項を記載の上、放課後子供教室に提出してください。

※放課後子供教室に登録申込書を持参する場合は、放課後子供教室の開室時間内をお願いします。なお、お子さんが提出することも可能です。

登録申込書は各子供教室や市役所2F 社会教育課で入手できます。

◇習志野市ホームページページ◇ <https://x.gd/4qmxr>



オンライン申込み

Q 6. 登録した翌日から参加できますか？

保険手続き等の関係上、すぐには参加できません。余裕を持って手続きをしてください。

Q 7. 「参加カード」を紛失した場合はどうすればよいですか？

各放課後子供教室へご連絡ください。新しい「参加カード」をお渡しします。記入欄がいっぱいになった場合も同様です。

Q 8. 「参加カード」はいつ配布されますか？

「参加カード」は利用開始日の3日前を目途に配布します。(アプリでの参加申請を行う学校は、参加カードの配布はありません。)

◆参加の流れとルール◆

Q 9. 「参加カード」または「アプリでの参加申請」を忘れた場合は参加できますか？

参加できません。参加にあたりましては保護者の方とお子さんで話し合われていること、保護者の方の了承を得ていることを確認します。

Q10. 放課後子供教室に参加していないとき、保護者の方に連絡はありますか？

連絡はありません。ただし、入退室メールシステムを導入しているので、お子さんの入退室時間を把握できます。(別途アプリ等のインストールが必要です。)

Q11. 給食のない日の昼食はどうすればよいですか？

お弁当や水筒をご持参ください。夏休みなどの学校休業日は、昼食のために一時帰宅することも可能です。

Q12. 学校に忘れ物があった場合、取りにもどれますか？

校内の安全管理およびセキュリティ上の観点から、取りに戻ることはできません。

Q13. 「参加カード」に記載した時間(アプリで申請した時間)以外で帰宅できますか？

原則できません。変更が必要な場合は、保護者の方から放課後子供教室へ電話連絡をお願いします。事前にお子さんと退室時間等をご確認ください。

Q14. 運動会や授業参観などの代休の場合、放課後子供教室は開室されますか？

午前8時から午後5時(11月から2月は午後4時30分)まで開室します。

Q15. 予定時間に帰宅ができなくなった場合等、閉室時間を過ぎての利用は可能ですか？

午後5時以降(11月から2月は午後4時30分以降)は利用できません。

お迎えの場合は待ち合わせ時間や場所をお子さんと決めておいてください。また、緊急時の対応についても、ご家庭でルールを決めておいてください。

Q16. 携帯電話・現金・おやつを持たせることはできますか？

禁止事項は学校のルールに準じるため、いずれも持ち込みはできません。学校で携帯電話の持ち込みが許可されている場合でも、放課後子供教室参加中の使用はお控えください。

Q17. 夏休みなど早めに学校に着いた場合、開室時間前に登室できますか？

できません。開室時間(午前8時)に合わせて登室してください。

Q18. 夏休みなどに午前または午後だけの参加は可能ですか？

可能です。ただし、昼食以外の理由で一度帰宅した場合、再度参加することはできません。

Q19. 夏休みなどに自転車で放課後子供教室に行けますか？

学校休業日であっても、自転車での登室はできません。

◆児童のけがや緊急時の対応◆

Q20. 放課後子供教室参加中に体調不良となった場合、どのように対応してくれますか？

スタッフが保護者に連絡し、帰宅となります。確実に連絡が取れる連絡先をご指定ください。放課後子供教室の電話番号も登録していただくようお願いします。

Q21. 放課後子供教室参加中のけがで病院を受診する場合、「子ども受給券」は使用できますか？

使用できます。放課後子供教室では保険に加入しているので、万が一の際は各放課後子供教室へご連絡ください。なお、学校の保険(日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度)は対象外です。

VIII. もしものときのルール

※帰宅時間に保護者の方が不在の場合に備え、緊急時対応のルール作りをお願いします。



① とつぜん^{はや}早く^{かえ}帰ることになったとき

ま 待っている ところ	
-------------------	--

※台風^{たいふう}や大雪^{おおゆき}などにより一斉^{いっせい}下校^{げこう}したとき

※一斉^{いっせい}下校^{げこう}の際は、子供^{こども}教室^{きょうしつ}に参加^{さんか}しているお子^こさん^{さん}も他^{ほか}のお子^こさん^{さん}と同様^{どうよう}に下校^{げこう}となります

② 家^{いえ}に帰^{かえ}ったら、だれもい^いなかつたとき

ま 待っている ところ	
-------------------	--

※交通^{こうつう}機関^{きかん}の遅^{おく}れなどのため、保護^{ほご}者^{しゃ}の方^{かた}の帰^き宅^{たく}が遅^{おく}れたとき



③ 家^{いえ}に入^{はい}ろうとしたら、カギがなかつたとき

ま 待っている ところ	
-------------------	--

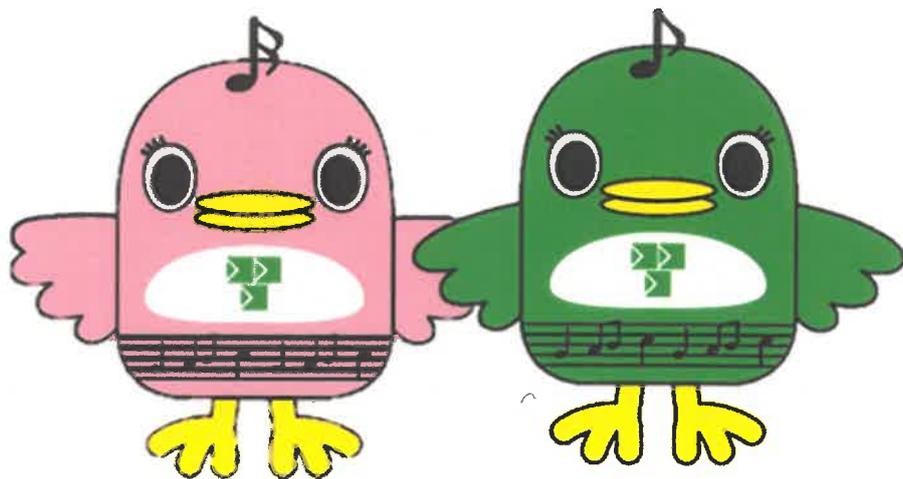
※お子^こさんが自^じ宅^{たく}のカギ^{かぎ}を忘^{わす}れて家^{いえ}に入^{はい}れないとき

④ やくそくしていたのに、おむかえがこ^こなかつたとき

ま 待っている ところ	
-------------------	--

※交通^{こうつう}機関^{きかん}の遅^{おく}れなどのため、保護^{ほご}者^{しゃ}の方^{かた}がお迎^{むか}えできなかつたとき





令和8年3月更新